

## 2 現状と課題

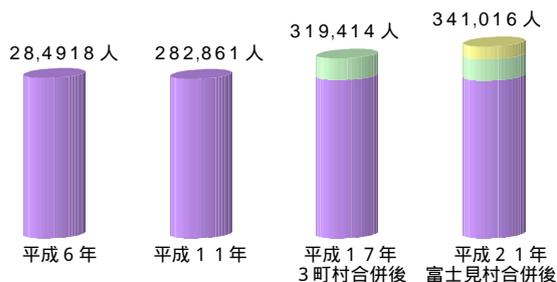
### (1) 市の沿革

本市は、雄大な裾野を広げる赤城山を背に、利根川や広瀬川が市街地を貫流する、豊かな自然と古くからの歴史、文化にはぐくまれた美しい県都として発展してきました。

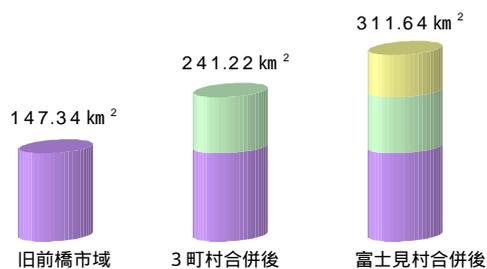
赤城山南麓と前橋台地上には、古墳、遺跡も数多く存在しており、古くから東国の中心として位置づけられてきました。また、律令政治の時代には、山王廃寺、上野国分僧寺、国分尼寺、上野国府等が配置され、政治・宗教・経済の中心地として一大文化圏が形成されました。

明治時代に入ると、県庁の設置、市制の施行、両毛線の開通、製糸業の振興と、地方政治の中心としての基礎、基盤がつけられました。太平洋戦争での大空襲により中心市街地の8割を消失するという被害を受けました。しかし、戦後の積極的な工場誘致や土地区画整理事業等が市の発展を支え、平成13年(2001年)に特例市の指定を受け、平成16年(2004年)に大胡町、宮城村、粕川村と合併し、平成21年(2009年)4月に中核市へ移行、さらに5月には富士見村と合併するなど、更なる飛躍を続けています。

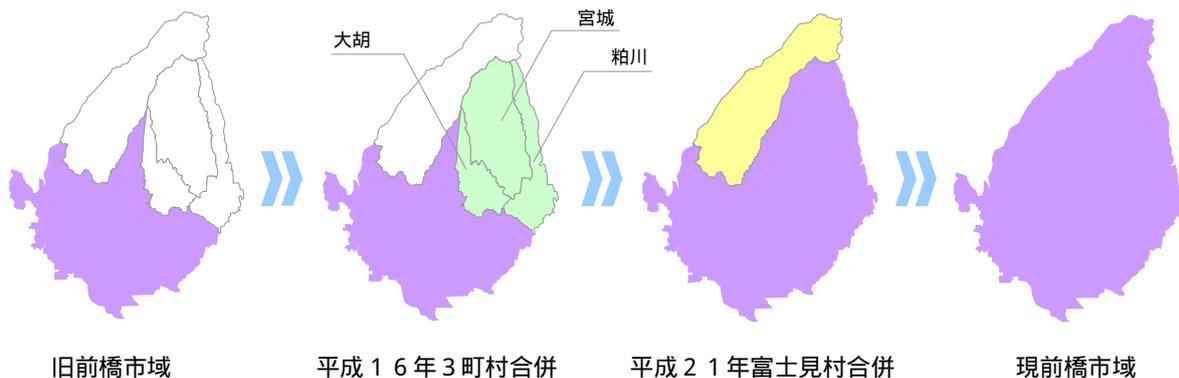
前橋市の人口



前橋市の面積



旧前橋市域
  大胡・宮城・粕川
  富士見



## (2) 景観施策に係るこれまでの取組み

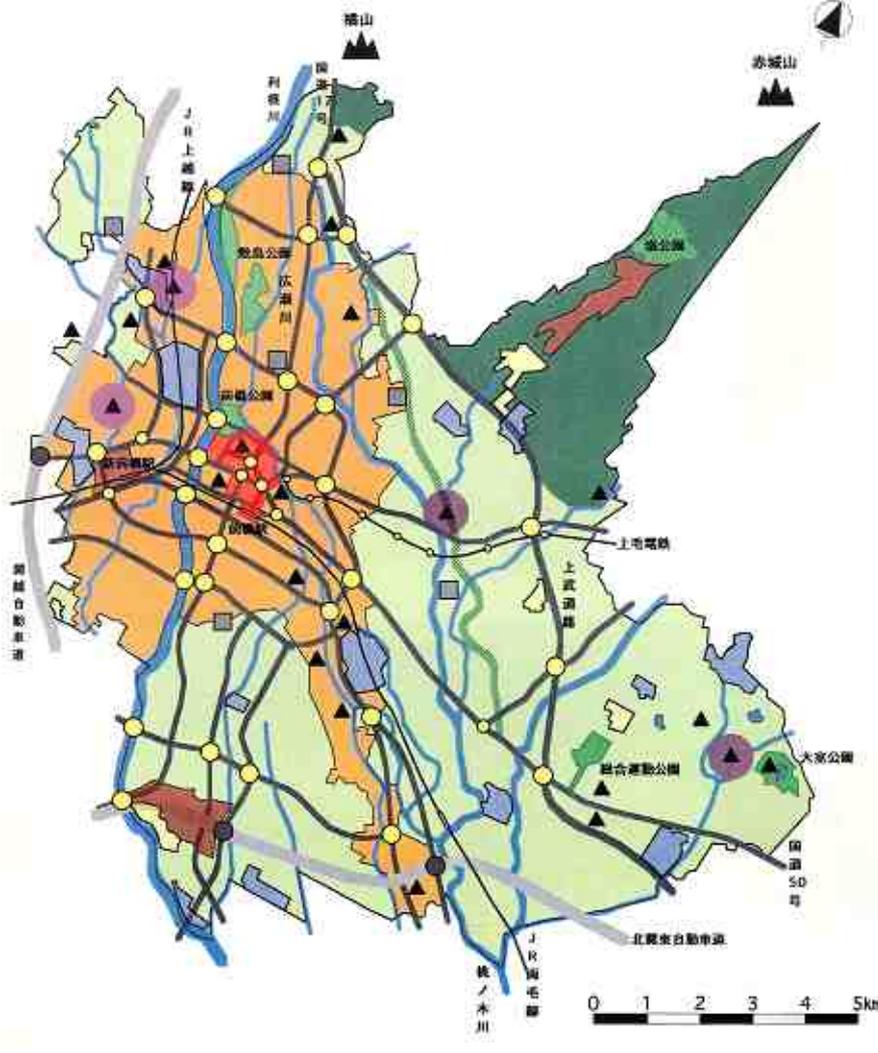
## 景観施策のこれまでの取組み

年 月	取組み内容
平成元年 3月	「前橋市都市景観形成ガイドプラン」策定
平成 5年 3月	「前橋市都市景観条例」制定
平成 8年 3月	「前橋市都市景観形成基本計画」策定
平成10年 3月	「前橋市屋外広告物法施行細則」制定
平成10年 4月	群馬県から「屋外広告物に関する16項目の事務委譲」を受け許可事務開始
平成11年 3月	「景観形成モデル地区指定指針」策定
平成14年 3月	「景観形成モデル地区(けやき通り地区 - 本町二丁目 - )区域」指定
平成15年 3月	「景観形成モデル地区(けやき通り地区 - 本町二丁目 - )景観整備計画・基準」策定
平成16年 9月	「前橋市路上違反広告物除却活動員設置要綱」制定

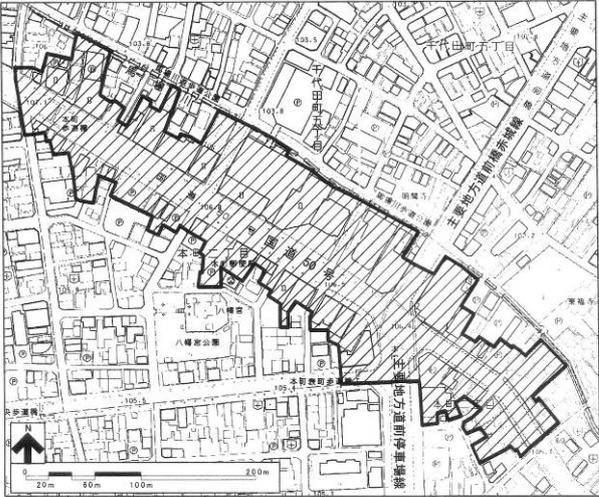
## 前橋市都市景観条例(平成5年3月)

第1章	総則 第1条(目的) 第2条(定義) 第3条(市の責務) 第4条(市民等の責務) 第5条(市民意識の高揚) 第6条(先導的役割) 第7条(国等に対する協力要請)
第2章	都市景観形成基本計画 第8条(都市景観形成基本計画)
第3章	都市景観形成地区
第1節	都市景観形成地区 第9条(都市景観形成地区)
第2節	美しいまちづくり推進地区 第10条(美しいまちづくり協議会) 第11条(美しいまちづくり推進地区の指定等) 第12条(美しいまちづくり整備計画) 第13条(美しいまちづくり協定)
第3節	景観形成モデル地区 第14条(景観形成モデル地区の指定等) 第15条(景観整備計画) 第16条(景観形成基準) 第17条(行為の届出) 第18条(指導、助言及び勧告)
第4節	都市景観阻害物件等 第19条(都市景観阻害物件の所有者等に対する要請) 第20条(空地の利用等に関する要請)
第4章	大規模な行為の景観形成 第21条(大規模な行為の届出) 第22条(指導、助言及び勧告)
第5章	都市景観形成建築物等 第23条(都市景観形成建築物等の指定) 第24条(形成建築物等の指定の解除) 第25条(現状変更行為等の届出) 第26条(指導、助言及び勧告)
第6章	水辺、緑及び歴史文化の景観形成 第27条(水辺の景観形成) 第28条(緑の景観形成) 第29条(歴史文化の景観形成)
第7章	表彰及び助成 第30条(表彰) 第31条(助成等)
第8章	前橋市都市景観審議会 第32条(設置及び権限) 第33条(組織及び任期) 第34条(審議会の会長) 第35条(審議会の組織及び運営)
第9章	雑則 第36条(事実の公表) 第37条(委任)

都市景観形成基本計画（都市景観条例第8条に基づき、平成8年3月策定）

<p>景観づくりの 基本目標</p>	<p><b>歩いて楽しい 前橋のまちづくり</b> 歩くことを基本として普段の暮らしの中で、水と緑と詩のまちを楽しく実感できる</p>												
<p>景観づくりの 基本方針</p>	<p>水と緑がおりなすふるさとを育てる 歴史にはぐまれた文化を育てる 人にやさしい生活環境をつくる まちに魅力ある個性をつくる</p>												
<p>景観づくりの 基本方針図</p>	 <table border="1" data-bbox="478 1758 1388 1971"> <thead> <tr> <th>基本方針</th> <th>凡 例</th> <th>基本方針</th> <th>凡 例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 水と緑がおりなすふるさとを育てる</td> <td>公園の健全な維持保全・育成 田園景観の保全・育成 河川景観の育成・河川地区の遊憩誘導 公園緑地の育成</td> <td>2. 人にやさしい生活環境を創る</td> <td>都市地区の魅力ある景観づくり 地域の特色を生かした景観づくり 住宅地景観の育成 工業団地景観の育成・誘導</td> </tr> <tr> <td>2. 歴史にはぐまれた文化を育てる</td> <td>歴史遺産の保全とネットワーク化 歴史遺産の活用とまちづくりへの展開</td> <td>4. まちに魅力ある個性をつくる</td> <td>シンボル軸の景観形成・景観誘導 街路景観の整備・誘導 都市地区景観の形成・誘導 公共施設の見事な景観形成</td> </tr> </tbody> </table>	基本方針	凡 例	基本方針	凡 例	1. 水と緑がおりなすふるさとを育てる	公園の健全な維持保全・育成 田園景観の保全・育成 河川景観の育成・河川地区の遊憩誘導 公園緑地の育成	2. 人にやさしい生活環境を創る	都市地区の魅力ある景観づくり 地域の特色を生かした景観づくり 住宅地景観の育成 工業団地景観の育成・誘導	2. 歴史にはぐまれた文化を育てる	歴史遺産の保全とネットワーク化 歴史遺産の活用とまちづくりへの展開	4. まちに魅力ある個性をつくる	シンボル軸の景観形成・景観誘導 街路景観の整備・誘導 都市地区景観の形成・誘導 公共施設の見事な景観形成
基本方針	凡 例	基本方針	凡 例										
1. 水と緑がおりなすふるさとを育てる	公園の健全な維持保全・育成 田園景観の保全・育成 河川景観の育成・河川地区の遊憩誘導 公園緑地の育成	2. 人にやさしい生活環境を創る	都市地区の魅力ある景観づくり 地域の特色を生かした景観づくり 住宅地景観の育成 工業団地景観の育成・誘導										
2. 歴史にはぐまれた文化を育てる	歴史遺産の保全とネットワーク化 歴史遺産の活用とまちづくりへの展開	4. まちに魅力ある個性をつくる	シンボル軸の景観形成・景観誘導 街路景観の整備・誘導 都市地区景観の形成・誘導 公共施設の見事な景観形成										

## 景観形成モデル地区（都市景観条例第14条）

景観形成モデル地区	けやき通り地区 - 本町二丁目 - (平成13年度指定)
景観づくりの基本目標	四季の彩りに包まれた、人にやさしくゆとりある景観の創出
区域図	
景観形成基準	<p><b>建築物・工作物</b> 建築物や工作物は、景観を構成する主要な要素であり、美しいまちなみを創り出していくため、配置や意匠、色彩などに配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物・工作物等は、通りから見られることを意識したデザイン及び配置とする。</li> <li>・屋外設備や屋外階段などは周囲から見えないように工夫する。</li> <li>・門、かき、さくは歩行者に圧迫感を与えないよう位置や形態に配慮する。</li> <li>・建物の外壁や工作物等の色彩は、通りの景観を損なわないよう周囲との調和に配慮する。</li> <li>・高彩度色を使用する場合は、店舗・事務所の低層部にアクセントカラーとして使用することに限定し、範囲や箇所を抑えるなど、使い方に注意する。</li> </ul> <p><b>広告物</b> 広告物は、景観に与える影響が大きいため、美しいまちを創り出していくため、デザインや大きさ、色彩などに配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広告物の掲出数は可能な限り抑え、洗練されたデザインを心がける。</li> <li>・屋上広告物は建物と一体的な形態とする。</li> <li>・フラッシュ点滅や白熱灯を点滅させる電飾は使用しない。</li> <li>・店舗・事務所ファサードを除いた部分に壁面広告を掲出する場合には、外壁面を「地」とした切り抜き文字程度とする。</li> </ul> <p><b>その他</b> 季節感や潤いの演出のため、緑化を取り入れるよう心がける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・植栽やプランターを設置する場合は、季節感や潤いを演出する。</li> <li>・良好な緑化景観の維持管理に努める。</li> </ul>
行為の届出基準	<p><b>建築物</b>:次に掲げる行為を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新築、増築、改築または移転で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの。</li> <li>・大規模な修繕及び模様替えで、外観の変更を伴わないもの。</li> <li>・外観の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が5平方メートル以下のもの。</li> <li>・仮設のもの。</li> <li>・地下に設けるもの。</li> </ul> <p>工作物、広告物、土地の区画形質の変更について、別途基準を設定。</p>

## 景観形成モデル地区候補地(平成11年3月 景観形成モデル地区指定指針)

候補地	景観形成のテーマ
青梨子町 諏訪大明神周辺地区	街道筋に建ち並ぶ地域の歴史を継承する
総社地区	歴史的資産の集積をまちなみに活用する
山王地区	榎ぐねや養蚕農家など地域の歴史を継承する
新前橋駅周辺地区	新しい前橋の顔をつくる
大利根団地周辺地区	山稜への眺望を活かし、ゆとりと潤いのある住宅地をつくる
橘山周辺地区	ホテルの里としての谷戸の景観を保全する
けやき通り地区 (前橋駅北口～県庁周辺)	「まえばしの顔」をつくる
敷島公園周辺地区	公園の前衛としての顔をつくる
小坂子町 福德寺周辺地区	山麓の田園と歴史を強調する
広瀬川河畔地区	水と緑が豊かな中心市街地をつくる
上泉郷倉周辺地区	身近な歴史的空間を大切にす
駒形駅周辺地区	新しいものと歴史の調和した顔をつくる
鶴光路町 善光寺周辺地区	山稜への眺望を大切にす
大室公園周辺地区	公園に展開される歴史的空間を大切にす

## 推進のための組織・体制

	根拠	目的・構成
都市景観審議会	前橋市都市景観条例 第32条	都市景観の形成に関し必要な事項を調査・審議する。学識経験者、各種団体の関係者など15人以内で構成されている。
都市景観審議会 専門部会	前橋市都市景観条例 施行規則第18条	基本計画策定専門部会、サイン計画策定専門部会、景観形成モデル地区指定専門部会、景観計画策定専門部会を設置する。
都市景観形成推進 庁内委員会	前橋市都市景観形成 推進庁内委員会設置 要綱	美しい潤いのある前橋らしい魅力ある都市景観を推進するとともに、関係各課の調整を図ることを目的とする。

## 市民参加の推進、市民活動の支援施策

	根拠	目的・構成
美しいまちづくり協議会の推進	前橋市都市景観条例第31条	市民による景観づくりを支えるため、一定の地域における景観づくりを目的として、自主的に組織された団体を「美しいまちづくり協議会」として認定し、技術的支援を行い、経費の一部を助成する。 (経費の1/2以内、限度額50万円、各年度1回、通算5回まで)
前橋市景観アドバイザー制度	前橋市景観アドバイザー設置要綱	市民・事業者による優れた景観づくりの活動を支援するため、景観づくりの技術的な相談に対して、必要な援助を行うため、幅広い見識を有する専門家により公平な立場で指導や助言を行う。  また直接市民が相談・アドバイスを受けられる「窓口相談」を設け、毎月1回開催した。
まえばし都市景観賞	前橋市都市景観条例第30条	景観形成に寄与しているまちなみ・建築物などや、貢献した個人や団体を表彰し、都市景観の向上と景観に対する市民への啓発を行う。
都市景観形成助成制度	前橋市都市景観条例第31条	市民の優れた景観づくりの活動を支援するため、景観づくりに努めようとするものに対して、必要な技術的援助を行うと共に、景観形成に寄与すると思われる建築行為の設計や工事について、その経費の一部を助成する。(経費の1/2以内、限度額500万円)
まえばし都市景観フォーラム	前橋市都市景観条例第5条	市民・事業者の景観に対する意識の高揚を図る。都市景観に関するシンポジウム・講演会を開催する。
ライトアップ	前橋市都市景観条例第5条	前橋の魅力ある夜間の都市景観を形成するために実施する。本市の三大祭りや全国規模のイベント時に、民間事業者の協力を得て、ライトアップを実施する。
前橋市路上違反広告物除却活動団体認定	前橋市路上違反広告物除却活動員設置要綱	群馬県屋外広告物条例により禁止されている電柱や街路灯、ガードレールなどへのはり紙、はり札などを、市民と行政が一体となって除却を行い、都市景観の保持ならびに向上をはかるために路上違反広告物除却活動団体を認定する。

## (3) 意向調査・実態調査

## - 1 市民アンケート調査(平成19年10月)

## 調査の概要

調査名	第14回 市民アンケート調査
調査目的	多様化する市民の意識や要望などを的確に把握し、市政に反映させるためにおおむね2年に1度実施しており、調査結果を「前橋市総合計画」や「実施計画」を策定・遂行する上での基礎資料として活用することを目的としています。
調査概要	<p>調査地域 / 前橋市全域          調査対象 / 15歳以上の市民          調査標本数 / 5,000人(住民基本台帳より等間隔無作為抽出)          調査方法 / 郵送          調査期間 / 平成19年10月1日～15日          回収率 / 54.9%(回収数2,745人)</p> <p>質問事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前橋市は住みやすいところだと思いますか。</li> <li>・「住みやすい」または「まあまあ住みやすい」と答えた方にお聞きします。どのような点で住みやすいと感じましたか。</li> <li>・前橋市は、今後、どのような都市を目指すのが望ましいとお考えですか。</li> <li>・あなたがお住まいの身近な地域で、これからも大切にしたいものは何ですか。</li> <li>・日常生活の中で、これまでの施策について満足していますか。また、今後推進していく施策としてどれくらい重要だとお考えですか。              自然など地域資源を生かした魅力ある景観の形成              生態系や森林など自然資源の保全</li> <li>・日常生活の中で、これまでの施策について満足していますか。また、今後推進していく施策としてどれくらい重要だとお考えですか。              美しい景観形成の充実</li> </ul>
調査結果	調査結果は資料編に掲載

## - 2 市民アンケート調査(平成13年2月)・・・&lt;旧富士見村&gt;

## 調査の概要

調査名	富士見村村民意識調査
調査目的	調査結果を「富士見村第4次総合計画」(平成15年3月)等の基礎資料として活用することを目的としている。
調査概要	<p>調査地域 / 富士見村全域          調査対象 / 18歳以上の村民          調査標本数 / 2,000人          調査方法 / -          調査期間 / 平成13年2月          回収率 / 87.3%(回収数1,746人)</p> <p>質問事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後のむらづくりについて</li> <li>・目指すべきむらづくりの方向性</li> <li>・むらが重視すべき施策</li> </ul>
調査結果	調査結果は資料編に掲載

## 事業者アンケート調査（平成 20 年 3 月）

## 調査の概要

調査名	前橋市景観計画 事業者アンケート調査
調査目的	市内の事業者の方々の、景観形成の取組みの状況や意向をお聞きし、今後の取組みに反映させること
調査概要	<p>調査対象 / 前橋市内に所在する企業・事業者 100 件</p> <p>調査期間 / 平成 20 年 3 月 5 日～17 日</p> <p>回収率 / 61.0%</p> <p>質問事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 16 年 6 月に景観法が制定されましたが、御存知ですか。</li> <li>・現在、貴社では、良好な景観形成への取組みを実施していますか。</li> <li>・問 2 の中で、今後、良好な景観形成への取組みとして、実施しようとお考えのものはありますか。</li> <li>・貴社は、質の高い景観を形成する上で、大きな役割を果たす看板（屋外広告物）について、どのようなお考えをお持ちですか。</li> <li>・前橋市の美しい景観を保全・創出していくため、行政に期待することは何ですか。</li> <li>・事業者として、良好な景観形成への取組みが必要と感じていますか。</li> <li>・市民、事業者、行政、学生、学識経験者が、“景観に関する情報や意見を交換し、それぞれの役割に応じた活動を行う場”を組織した場合、貴社は参加しますか。</li> <li>・良好な景観形成へ向けて、今後、市として取り組むべきものや、事業者として取り組むべきものなど、御自由に意見をお書きください。</li> <li>・貴社の業種をお聞かせください。</li> </ul>
調査結果	調査結果は資料編に掲載

## - 1 庁内アンケート調査（平成 20 年 6 月）

## 調査の概要

調査名	前橋市景観計画 庁内アンケート調査
調査目的	景観施策への取組みを一層成果の見える形で推進するため、庁内の関係各課に日頃の実務を通し、景観づくりにおける現状や課題、問題点、推進に向けたアイデア等を聞き、今後の取組みに反映させること
調査概要	調査対象 / 政策課、安心安全課等関係課 計 50 部署 調査期間 / 平成 20 年 6 月 23 日～7 月 4 日 質問事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観に配慮した取組みに、もう一步踏み込むことができないと感じている場合、それは何だと思うか。</li> <li>・市が景観施策を効果的・横断的に進めるにあたって、今後、力を入れていくべきことは何だと思うか。</li> <li>・長い時間をかけて地道に取り組むことが求められ、即効的な成果の見えにくい景観施策ですが、具体的にどこから取り組んでいくことが効果的と思うか。</li> </ul>
調査結果	調査結果は資料編に掲載

## - 2 庁内アンケート調査（平成 21 年 1 月）・・・&lt;旧富士見村&gt;

## 調査の概要

調査名	富士見村景観計画 庁内アンケート調査
調査目的	景観施策への取組みを推進していくために、庁内の関係各課に日頃の実務を通して、景観づくりにおける現状や課題、問題点、推進に向けたアイデア等を聞き、今後の取組みに反映させていくことを目的とします。
調査概要	調査対象 / 庁内関係部署（13 課） 調査期間 / 平成 21 年 1 月 質問事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観に配慮した取組みに、もう一步踏み込むことができないと感じている場合、それは何だと思えますか。</li> <li>・村が景観施策を効果的・横断的に進めるにあたって、今後、力を入れていくべきことは何だと思えますか。</li> <li>・長い時間をかけて地道に取り組むことが求められ、即効的な成果の見えにくい景観施策ですが、具体的にどこから取り組んでいくことが効果的と思えますか。</li> </ul>
調査結果	調査結果は資料編に掲載

## (4) 地区の目カルテ

## ふるさと自慢を語る会

人が生きる風景を守り、育むためには、主役となる人が、これまで体験・記憶してきた風景が出発点となります。このため、「地区の目カルテ」を作成するにあたって、市内を地域コミュニティの基礎単位である自治会単位で16の地区に分け、各地区において「ふるさと自慢を語る会」を開催し、地域住民の方々に「ふるさとの風景」について想いを語って頂きました。

表 「ふるさと自慢を語る会」開催概要

地区名	日 程	場 所
1. 本 庁	平成19年 9月19日(水) PM7:00	中央公民館 第6会議室
	平成19年 9月21日(金) PM7:00	
	平成19年 9月25日(火) PM7:00	
2. 上川淵	平成19年 9月10日(月) PM7:00	上川淵公民館
3. 下川淵	平成19年 8月27日(月) PM7:00	下川淵公民館 ホール
4. 芳 賀	平成19年 8月31日(金) PM7:00	芳賀公民館 ホール
5. 桂 萱	平成19年 8月28日(火) PM7:00	桂萱公民館 ホール
6. 東	平成19年 8月24日(金) PM7:00	東公民館 ホール
7. 元総社	平成19年 9月4日(火) PM7:00	元総社公民館 ホール
8. 総 社	平成19年 8月29日(水) PM7:00	総社公民館
9. 南 橋	平成19年 9月5日(水) PM7:00	南橋公民館 ホール
10. 清 里	平成19年 8月23日(木) PM7:00	清里公民館 ホール
11. 永 明	平成19年 8月30日(木) PM7:00	永明公民館
12. 城 南	平成19年 9月13日(木) PM7:00	城南公民館 視聴覚室、第2会議室
13. 大 胡	平成19年 9月12日(水) PM7:00	大胡支所 2階大会議室
14. 宮 城	平成19年 9月7日(金) PM7:00	宮城公民館 多目的ホール
15. 粕 川	平成19年 9月6日(木) PM7:00	粕川公民館 多目的ホール
16. 富士見	平成20年 11月25日(火) PM7:00	富士見村役場 会議室
	平成20年 11月26日(水) PM7:00	

## 地区の目カルテの役割

「地区の目カルテ」は、地区にまで目線を落として詳細にまちを見た、地区の景観診断書です。今後は、この景観診断書を手元におきながら、地域住民や事業者とともに景観づくりに取り組んでいくことになります。

「地区の目カルテ」は、「ふるさと自慢を語る会」で地域住民から頂いた想い（体験・体感した風景）を軸に、現地調査、文献調査、開発動向、関連計画から、現在の各地区の景観にかかる課題・方向性を導き出しています。

「地区の目カルテ」の様式を統一化（以下の通り）

「地区の目カルテ」は更新し、地域別活動のデータとして蓄積

### 「地区の目カルテ」の様式

- 風景データストック	- 景観診断書
<p>目的：景観づくりの取組みを、一過性のものにさせないため、風景データを蓄積し、地区で共有する。</p> <p>方法：風景写真データを蓄積する。</p> <p>単位：1年単位</p> <p>構成： 「地域の人の動き」の風景 「ストーリー別」の風景</p> <p>更新の時期：概ね2年毎</p>	<p>目的：地区の課題・方針を整理し、今取り組むべき景観づくりのテーマを明確にする。</p> <p>構成： 地区の1コマ 地区を代表する景観構成要素（形態、色彩、意匠など）</p> <p>ふるさと自慢 ふるさと自慢を語る会でいただいた住民のまちへの想いを全市共通キーワードでまとめたもの</p> <p>現況図・体験体感図の比較 現況図（文献調査など）と体験体感図（ふるさと自慢を地図に落とし込んだもの）</p> <p>地区の課題・方針 ふるさと自慢を軸に、現地調査、文献調査、開発動向、関連計画から導き出した、現在の各地区の景観にかかる課題・方針</p> <p>景観形成重点地区候補地 地区の課題・方針を踏まえ、重点的に景観づくりに取り組むべき区域を選出</p> <p>更新の時期：概ね5年毎</p> <p>計画策定時の景観診断書は資料編に掲載</p>

## (5) 景観形成に係る課題

## 01.本庁管内地区

## 景観にかかる課題

- ・前橋の玄関口となる前橋駅から官公庁街までのケヤキ通りは、前橋の中心市街地に品格を与える大切な区域だが、沿道建物の空室化や駐車場化、利用者の減少などによりその活力が低下している。
- ・前橋駅前の建て込んだ中高層マンションや、虫食い状に点在する青空駐車場など、前橋の魅力であるゆとりある空間を脅かす開発傾向がみられる。
- ・中心市街地は、政治、経済、歴史の中心地として集積されてきた、厩橋城跡、群馬会館、前橋カトリック教会、寺社、レンガ倉庫などの歴史的資源や見番、花柳界などの文化が景観資源として生かされていない。
- ・利根川、広瀬川、風呂川、佐久間川、端気川がもたらす水と緑と川風や、住宅地に残る鎮守の森やシンボルとなる樹木は、中心市街地や住宅地に静寂と四季と清らかな風を与えてくれるものであり、これを積極的に生かす。

## 体制にかかる課題

- ・空洞化が進む中心市街地における、若者や有志によるイベント、アート系の活動などが、中心市街地の景観づくりにも影響を与えるよう、その取組みをより活発化させていく。

## 02.上川淵地区

## 景観にかかる課題

- ・西側の市街化調整区域は、平坦で広がりのある水田地帯の中に一団の農村集落が浮島のように点在する田園風景がみられる地区だが、一部に建替えや世帯分離などによる田園・屋敷林などの緑の減少が進んでおり、水田地帯にぽっかり浮かぶ農村集落の眺めの減少がみられる。
- ・市街化区域は、ほとんど土地区画整理事業による基盤整備がなされているが、市街地の密集化、歴史的資産の減少がみられる。

## 体制にかかる課題

- ・地域住民による食育、休耕田の活用及び美田への取組みなどが行われており、市内で同様の問題を抱える地区においても広がっていくような、先進的な取組みとして支援していく必要がある。

## 03.下川淵地区

## 景観にかかる課題

- ・平坦で広がりがあり、肥沃な土地に恵まれ、本市を代表する優良な田園地帯の中に農村集落が点在する田園風景の地区である。一部に開発などにより田園・屋敷林などの

緑の減少とともに、水田地帯にばかり浮かぶ独特の農村集落の眺めの減少が進んでいる。

- ・北関東自動車道の開通により、まちの性質、風景が変化してきており、新たな開発行為を視野に入れた、適切な規制と開発誘導による景観形成が望まれる。

#### 04. 芳賀地区

##### 景観にかかる課題

- ・勾配の強い北部にスギ・ヒノキ・マツなどの針葉樹とクヌギ・コナラなどの樹木林が広がっており、緩傾斜の多くは牧草地が広がる。緩傾斜地は地形のヒダによって変化のある風景がつくりだされ、この中に集落が点在している。近年は住宅団地や工業団地の開発が進み、新しい形で都市景観を生み出す一方で、貴重な地形や緑などの自然が失われつつある。
- ・南北に走る自然河川（藤沢川、五代川）と昔ながらの細い道路、東西に走る人工河川（大正用水、群馬用水）と道路（国道 353 号、県道四ツ塚原之郷前橋線、主要地方道渋川大胡線）といった対比が顕著に現れる地区であるが、その特徴に対する景観的配慮がなされていない。
- ・善勝寺の大王松や鉄の阿弥陀如来、嶺城跡、赤城型民家など歴史的資源が残されているが、地域の景観を形成する資源として生かされていない。

##### 体制にかかる課題

- ・段々畑や棚田風景の継承の取組み、大峯神社の太々神楽による地域のつながりなど、地域住民活動をより活発化させていく必要がある。
- ・高花台の難壇住宅団地における緑化協定への取組みを、高齢化する地域コミュニティ対策と合わせて力を入れるとともに、地域の先進事例として、他の住宅団地や工業団地にも波及させていく必要がある。

#### 05. 桂萱地区

##### 景観にかかる課題

- ・北部の赤城南麓の斜面から続く寺沢川や薬師川を軸とした南南西へと下る緩やかな斜面地から、南部の桃ノ木川を中心に形成された平坦な水田地帯へと、変化する地形をもつ地区だが、開発などにより、北部の斜面地の緑や、南部の田園風景が失われつつある。
- ・市街化区域に接する区域は、市街化調整地区でありながら人口集中地区となっており、住宅市街地の密集化がみられる。
- ・上泉町には、上泉郷倉や古い町並みが残っており、このまちなみを地域の景観資源として保全し、地域の景観形成に生かしていく必要がある。

##### 体制にかかる課題

- ・伝統芸能、清掃活動、除草活動及び植樹などの地域住民活動が地道に続けられており、この活動力を地域の景観づくりにも広げていけるような取組みが求められる。

## 06.東地区

## 景観にかかる課題

- ・ 交通利便性のよい新前橋駅及び周辺は、副都心の位置づけがあるにもかかわらず、その魅力が表出していない。
- ・ 大規模な住宅団地が多く立地し、良好な住環境が整っているが、ミニ開発による宅地化も進み、田園風景の減少など、生活を潤してきた自然環境が失われつつある。
- ・ 農地転用件数が市内で最も多く、宅地開発や新道の開通、ミニ開発などにより、地域の姿が早足で変化している。

## 体制にかかる課題

- ・ 祭や社会奉仕活動などにより地域のつながりが強く、この結束力を地域の景観づくりにも広げていけるような取組みが求められる。

## 07.元総社地区

## 景観にかかる課題

- ・ 工業・流通機能が集積するが、一方で宅地化が進み、自然性や緑などの潤いが減少している。
- ・ 地区に特化した特長がなく、歴史的資源も潜在化している。

## 体制にかかる課題

- ・ 昔賑わった祭りや伝統芸能が縮小傾向にある。
- ・ 石倉緑地の清掃活動の取組みなどを手本に、地域住民活動をより活発化させていく必要がある。

## 08.総社地区

## 景観にかかる課題

- ・ 多様な時代の景観資源が折り重なるように現存するが、それぞれの価値がまちなみのアクセントや一体感のある風景として、効果的に表出していない。
- ・ 総社地区は市内でも歴史的資源と養蚕文化に特化した地区だが、鉄道駅や幹線道路といったまちへの出入口となる部分において、総社の歴史・文化が感じられない。
- ・ 山王地区の養蚕家屋・蔵と榎ぐねは、特筆すべき資源であるが、この建築・造園文化からつくりだされる一体感のある美しいまちなみ景観を、後世に受け継いでいくために必要な取組みがなされていない。
- ・ 工業地域内に立地する日本を代表する食品製造業、玩具産業(こけしなど)は、前橋の重要な地場産業であるが、地区資源として認識されていない。

## 体制にかかる課題

- ・ 天狗岩用水愛護会、総社地区史跡愛存会といった、地域の歴史的資源を守り受け継い

でいくための地域住民活動が盛んに行われており、さらに効果の高い活動としていくため、新しい住民なども合わせてこの活動を広げていくことが望まれる。また市内で同様に歴史的資源を豊富に抱える地区においてもこのような活動が波及するよう、先進的な取組みとして支援していく必要がある。

#### 09.南橘地区



##### 景観にかかる課題

- ・赤城山南西麓の最西端部に位置し、橘山風致地区を含むなだらかな斜面地の、美しい緑豊かな自然が残されている地区である。上武道路の延伸や新橋架橋、土地区画整理事業やそれに伴う宅地化などにより、都市化が進行しつつあり、それに伴う新しい風景の創出が望まれる。
- ・農地転用件数が多く、開発による美しい田園風景の減少がみられる。

##### 体制にかかる課題

- ・「ほたるの里」などの地域の自然環境や自然を受け継ぐ活動を手本とし、地域に根ざした自然環境を守るための住民活動を展開させていく必要がある。

#### 10.清里地区



##### 景観にかかる課題

- ・榛名山からなだらかに南東へ広がる前橋台地上にあり、かつては桑畑であった不整形な畑地からなる田園に農村集落が点在する。日本の幕末の美しい農村集落の面影を残す地区だが、宅地化や建替え、住民の高齢化による耕作地の減少などにより、その懐かしい佇まいをもつ美しい田園風景が失われつつある。
- ・主要地方道高崎渋川線沿いには、旧三国街道の面影として、板塀と蔵の街並みが残っているが、修景整備などの景観的取組みが行われていない。

##### 体制にかかる課題

- ・あじさい道路の取組みなど、景観形成に寄与する地域住民活動をより活発化させていく必要がある。
- ・野良犬の獅子舞などの伝統芸能が地域住民によって積極的に受け継がれており、この結束力を地域の景観づくりにも広げていけるような取組みが求められる。

#### 11.永明地区



##### 景観にかかる課題

- ・地区西部は、住工複合地としての基盤整備が進んでおり、木工団地の外周部では、周辺と調和する環境形成が求められる。また、住宅地においては、利便性の高い生活環境が整っているが、住宅の密集や工場との隣接などにより、潤いのある生活環境が失われている。
- ・地区東部は、桃ノ木川が中央を流れる平坦な水田地帯の中に農村集落が点在する地区

だが、建替えや幹線道路沿道の開発などにより、農村集落の拡散と田園風景の減少がみられる。

- ・ 地区南部では北関東自動車道の開通や土地区画整理事業による基盤整備が進んでいるが、県道駒形柴町線の駒形町交差点付近は、旧宿場町としての歴史性を大切に、趣のある生活環境づくりが求められる。

## 12.城南地区

### 景観にかかる課題

- ・ 赤城南麓の斜面から続く、緩やかな傾斜からなる水田地帯であり、田園の中に農村集落が点在する地区である。近年は工業団地開発や幹線道路などの基盤整備などが進み、地区が拓けてきているが、一方で緑が減少し一団の田園風景が失われつつあるなど問題も生じている。

### 体制にかかる課題

- ・ 古墳群や大室神社、泉沢神社、女堀のほか、二之宮赤城神社や産泰神社など、赤城山と関係する歴史的資産が豊富に残されており、観光資源としての活用も積極的に図られているが、一方で地域住民の地域の歴史的資産としての認識は低い。
- ・ 伝統芸能は、郷土芸能保存会など地域住民によって積極的に受け継がれており、この結束力を地域の景観づくりにも広げていけるような取組みが求められる。

## 13.大胡地区

### 景観にかかる課題

- ・ 赤城南麓における東西・南北交通路の要地であり、日光裏街道沿いの市場・宿場町としての面影を残しつつ、周辺には田園風景の広がる地区だが、近年は開発や建替えなどが進み、田園風景や大胡宿の面影が失われつつある。
- ・ 昔から交通の結節点として栄え、参宮街道、赤城神社街道、日光裏街道、大間々街道、産泰神社街道などの旧街道が走っており、またその名残として、土蔵、下駄屋、配給所、石仏、石塔婆、道しるべ、道祖神などの地域資源が残されているが、その立地特性と歴史性が失われてきている。
- ・ 大胡城跡や大胡神社のほか、長善寺、長興寺、養林寺、金蔵院、龍性寺、満善寺といった寺院の多い地区であるが、保全や修景といった景観面からの取組みが十分でない。

### 体制にかかる課題

- ・ 大胡神社の太々神楽、満善寺の火わたりなど赤城信仰が今も受け継がれており、これらを地域文化として継承していく必要がある。
- ・ 祇園祭や燈籠コンクールなど、地域住民活動をより活発化させていく必要がある。

## 14. 宮城地区

## 景観にかかる課題

- ・ 山林が地区の約半分の面積を占め、緩やかな裾野が急傾斜する標高 600m 付近からクヌギ・コナラなどの雑木林とマツ・スギ・ヒノキの山林に覆われ、多様な生物を育てている。また奥深い山々を背景にして、緩斜面地には田園風景の中に牧歌的な雰囲気をもつ集落が分散しており、将来的にも、赤城南麓の環境が継承されていく取組みが必要である。
- ・ 荒砥川を軸として、赤城温泉郷、赤城神社、赤城南面千本桜、赤城高原牧場クローネンベルク、赤城神社参道松並木とツツジ群、ぐんまフラワーパーク、総合運動公園、天神山自然公園といった観光資源が多く立地するが、景観的なまとまりに欠ける。
- ・ 縄文時代遺跡から、阿久沢家住宅、赤城神社や金剛寺周辺の指定文化財、多様性に富んだ石造物など多くの歴史的資源が残されているが、地域で継承されるべき文化としての認識が十分でない。
- ・ 三夜沢赤城神社は、赤城山信仰の中心的存在となっており、参道を含む境内地は、赤城信仰の聖地として保全していく必要がある。

## 体制にかかる課題

- ・ 住民から募集した赤城山を描く絵画・画集による地域のつながりや花づくりなど、地域住民活動をより活発化させていく必要がある。

## 15. 粕川地区

## 景観にかかる課題

- ・ 勾配の強い地区北部はクリ・ミズナラ、スギ・ヒノキなどからなる山林地、勾配の緩くなる地区中部はクヌギ・コナラなどの雑木林と畑・牧草地・棚田が広がる農村地域、地区南部は条件のよい広大な水田・畑が展開する農村地域となっている。近年は農地転用の増加や無秩序な宅地開発、工業団地造成などにより、自然環境の保全や都市的土地利用と農地の調和が難しくなっている。
- ・ 不動大滝、忠治の岩屋、胎内くぐり、滝沢不動堂、乙女の滝、大猿公園など自然の地域資源が揃っているが、地域の景観づくりにうまく生かされていない。
- ・ 旧石器時代、縄文時代、弥生時代、古墳時代と連綿と続く時代を生きた住居跡や古墳群が集中している。また膳城跡、女淵城跡、一日市城跡、中村城跡、深津館跡、室沢砦跡など、戦国期の古城跡も散在しており、これらは地区の特徴ある歴史的資源となっているが、修景やネットワーク化など景観面からの取組みが十分でない。

## 体制にかかる課題

- ・ 近戸神社の獅子舞「月田のささら」、女淵の太々神楽、込皆戸の式三番叟などの伝統芸能が地域住民によって積極的に受け継がれており、この結束力を地域の景観づくりにも広げていけるような取組みが求められる。

## 16. 富士見地区

## 景観にかかる課題

- ・市民の日々の生活に寄り添うように常に存在する赤城山を、市民全体の精神的な財産として保全する。
- ・赤城山の豊かな自然を保全していくために、良好な土地利用と適正な維持管理がなされるよう配慮するとともに、赤城山からの眺めを守る。
- ・富士見を縦断して流れる赤城白川は、地区の貴重な資源であり、周辺の緑とともに守り育てる。
- ・東西に走る主要な道路の眼下に広がる市街地と、赤城山、榛名山の眺望を阻害しないよう、沿道の建物や屋外看板類も合わせた景観形成を行う。
- ・傾斜に点在する集落、段々畑、棚田など、傾斜地からつくり出される景観を今後も受け継ぎ、それらを活用したまちづくりを進めていく。
- ・既存の里山や屋敷林などに配慮しながら、街路樹や生垣、公共施設等の植栽を増やし、生活の場における緑の充実を図る。
- ・新たな開発や河川改修等、自然に手を加える際には、動植物に配慮した工法の導入や自然素材の利用を促進し、自然と共生できる環境整備を行う。
- ・横室の大カヤなど、現存する有形、無形文化財等の資源を保護していくとともに、まちづくりへの活用を図る。
- ・横室の歌舞伎などの伝統文化や芸能、祭りを継承するとともに、祭りの場やその周辺地域も含め、それらを意識した景観形成を行う。
- ・沼田街道にある米野宿は、宿場町としての面影を伝える、土蔵、道しるべなどの身近な地域資源として残し、その歴史性を活かした地域づくりを行う。

## 体制にかかる課題

- ・景観形成に寄与する地域住民活動に対する柔軟な支援体制を整える。
- ・地域の歴史、文化を伝承する地域住民活動に対する柔軟な支援体制を整える。